

## 第2回資格審査特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成28年2月15日（月）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成28年2月15日（月）午後0時18分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員  
1 番 佐々木雄司君      4 番 保田 守君      5 番 丸山 明君  
6 番 治徳 義明君      7 番 原田 素代君      13 番 岡崎 達義君  
14 番 下山 哲司君
- 5 欠席委員  
な し
- 6 事務局職員出席者  
主 査 青木 智彦君      主 事 青井 久君
- 7 審査又は調査事件について  
1) 北川勝義議員の資格決定について  
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（丸山 明君） ただいまから今年の第2回資格審査特別委員会を開会いたします。

これから北川勝義議員の資格決定についての審査に入ります。

きょうは、これから委員会を冒頭協議会に切りかえて吉井ライスセンターの市役所との関係、そしてライスセンターがどのようなものかを知るための担当者の出席を求めて協議会をいたします。奥田部長にお願いをしております、そこできょうの委員会では皆さんもまだ十分ライスセンターについての知識も必要だと思いますので、説明をいただきますので、お手元に資料を配っていただいております。前回請求した資料です。ライスセンターの業務内容であるとか、つくられた経緯、それから市役所との関係、ライスセンターの事業の内容、そして事業報告書といったことでございます。

それでは、こういった内容について詳しい奥田産業振興部長にお願いしています。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、いいですか。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） 前にもろうとる資料もあわせて、きょう出しとるだけじゃなしに、前に請求していただいておりますのがあるでしょ。前の部分のこの5項目をもろうとります、前。それも一緒にお聞きください。

○委員長（丸山 明君） これから協議会に切りかえます。

午前10時3分 協議会開会

午前11時42分 協議会閉会

○委員長（丸山 明君） 協議会を終了し、委員会に戻します。

これから、ちょっとお手元に今までの私のまとめた振り返りの資料をお渡ししました。そんな中でちょっと見ていただきたいんですが、もう振り返りの部分は結構なんで最後に6番っていう番号を振ってるところがあると思うんです、2ページ目。国と県の最終的な見解というところに書いております。これ指定管理についてしつこく聞いたんですが、公の施設であるための要件は何なんだとかといって大分やりとりしたんですが、解釈は244条の2に書いてあるとおりであるとしか言いません。もうこれで押し通してこられました。どんなに問題があるとかというふうな問題ではない。1、2、3とまとめましたが、さっきもちょっと言いましたけど92条の2に該当しない以上、ちょっとごめんなさい、言葉が変です。しない以上、不正の行為の中身、問題あるなしは関係がありません。これは市町村課がはっきりと言われました。それ以上は私たち自治体の問題であると。

行政も弁護士も裁判所も非常に否定的な対応がこの問題については予想されます。この委員会としても、この問題をこれ以上調査しようと思えば92条の2のこの審査委員会では限界があるということが私ははっきりしたと、してきたというふうに思いました。

最後に7番目、道筋の提起ということで、きょう立場1をとった場合、あくまでもその請負

の問題があるということでこの委員会として突き進むと書いておりますが、これからも継続してやるんだと、もう少しやるんだと。それから立場2をとると、このあたりでこれからの審査について実際的にその倫理規程によって審査会をつくるということもできます。8分の1以上の議員の賛同が得られればできるわけです。そういうところで倫理ということで審査をしていくと、条例をつくるかどうかはまあその中で決めていくことになると思いますが、そういうことを目指すというふうな2つの立場を表明をさせていただいて、今後の委員会に向けて次回3月はまだ1カ月ありますので、決めていきたいというふうに私としては思ったんですが、いかがでしょうか。皆さん方のお考えは今まで十分お聞きした上でこのように申し上げるんですけど。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） 確認をさせてもらうんですが、是里ワインのこの3者間の関係はどのように考えていらっしゃるんですか。

○委員長（丸山 明君） 東農協は、J A東は第三セクター是里ワインの株主であること書類という証拠でございますが、これに関しては直接的には北川議員がこの中のワインに入って何かをしておるとか、役職についておるということではありませんね、直接的には。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） 3者間の関連性についてお尋ねしております。そこら辺のところの審議といいますか、何か結論的なものの根拠となるようなもの、話し合いされましたか。

○委員長（丸山 明君） もし証拠があればぜひ皆さんで協議をさせていただいて、こういったものを求めて一つもっと問題を究明しようではないかというふうに言っていたらと思います。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

証拠というよりは、一番最初にお話を申し上げましたけども、3者の関連性。この関連性について、どのように解釈を我々がしていくのかということが必要なんですよというお話をさせてもらいました。その関連性についてどのように解釈をするのかということについては何ら話し合いがされてないんですが、関連性があるというのは明白ですよ、議会の中でも。決算のほうでの報告を受けて。こちらの委員会のほうにも提出させてもらってますけども、農協さんの役員のほうにも名前を連ねていらっしゃる。3者間の関係というのは明白なんですけど、これが92条の2の定める請負関係というようなものに抵触するかどうかというところの判断がまだされてないですよ。これ、しないんですか。しないんだったらしないんでいいですよ。どのように判断されるのか。しないんだったらどうしてしないのか、どういう判断なのかお聞かせいただかなければいけないと思いますけど。

○委員長（丸山 明君） まあ皆さんで話し合ってもらえりゃええんですけど、私の考えを言うのであれば言えるんですけども、僕は受益関係が、おっしゃった端的に言って……。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） 委員長が判断をするんじゃないんで。

○委員長（丸山 明君） じゃないでしょ。

○副委員長（下山哲司君） 勘違いせんようにせんと。一応書類が出そろった時点でということと前にしとんで、じゃから、その判断を出す出さんというのはまだ農協とワインが問題ないとかというのはまだ最終的に締めをするときにせにゃいけんので、今から判断はできん。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） いや、要するに佐々木さんの言い回しがそういう言い回しになるけど、結局まだ資料が出た段階です。言ってしまえばきょうお初なんですよね、資料審査を進めたの。それもライスセンターが初めて。ワイナリーのことはまだこの俎上にも上ってない、資料だけが出たけど。だから、そういうさっきも言いましたけど、きょう初資格審査としての実質審査が進んだだけで、何もまだ私たちは実質的に委員会としての責務である審査をしたという段階には至ってないと私は認識している。だから、丸山さんのこの最後の2つに1つだという選ぶということなんだけど、基本的には92条の2に該当しないという結論はあるのではないかと御意見も確かにあるんだけど、ただ資格委員会の看板しょって私たちここ出てきても資格審査の議論をしてない以上は、とりあえずその出てきた資料を全部精査して、その結果こうでしたっていうのが本来の責務だろうと私は思うんです。入り口のところでもう本人に聞いて、いや違うと言うからじゃあもうこれは終わりだ、はい店を閉じましょうじゃないと思うんです。そのために資料を要求して必要だと思われる資料が出てきたわけですから。きょう初めて審査したわけです。だから、そういう出てきた資料は最低審査をまず全てして、もう一つ残ってる農協のそのワイナリーとの絡みの問題もきちっと出てきた資料を審査して、その結果やはり92条の2に当たらないのであればこうではあるだろうと。ただ、問題は幾つかあって、例えば倫理条例とか指定管理の条例の見直しとか、そういうものが課題であるだろうぐらいのことになるんだと思うんです。だから、そのどちらか一方って言われれば確かにそうなるんですけど、とにかく私たちは委員会としての仕事をしてませんよということを言いたい。だから、きちっと最低資料が出てきたものは調査していただいて、その上で結論が出るというふうなやり方にしていきたいというのが私の意見です。

○委員長（丸山 明君） まだ、じゃあきょうそういう意識なり結論のところにはいかないよという……。

○委員（原田素代君） そう、結論はね。

○委員長（丸山 明君） ともかく今言われたようなことを……。

○委員（原田素代君） 出された資料はきちんと精査してください。

○委員（佐々木雄司君） いやいや、はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 原田さんがおっしゃっていただいているところは非常に含みあるところなんです、それに加えてという部分でぜひとも聞いていただきたいと思うんですけども、僕はこのライスセンターのものは指定管理、請負に当たらないともう思ってますから、僕は申しわけないですけど、今の結論としては当たりません。

可能性があるとすれば、資格審査の項目に可能性があるとすればこの3者間、是里ワインと農協と北川議員の。この3者間があるんだろうというふうに思ってます。要するに、その農協と是里ワインと北川議員の3者間の関連性をこれからもせずに、もうライスセンターの話だけで物事を判断するのであれば、僕はこれ以上する必要ないと思います。もうきょうやめればいいと思います、それだったら。もう結論出てるんでしょ。これ以上する必要ない。だから、そこのところをはっきりと、これからこの3者間の話をどうするのかというところ、是里ワインと農協と北川議員の。この3者間の関係性というものをどのように我々が判断するのかというところの部分をやらないんだったら、僕はやる必要はないと思います。そこのところをはっきりしてもらわなければ、ここで賛否をとるといような話には私はならないと思います。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） いや、やらないという結論にはならないと思います。資格審査の立ち上がりがちゃんとそれぞれ出しているわけですから。たまたま順番としてライスセンターが今先行してやってるだけで、私は当然ワイナリーの3者間の問題もこれからやればいいと思ってるんです。だから、佐々木さんがやらないのであればっていうのはそれは強論で、委員会のちゃんとうったてとしては双方それぞれ判断をして結論を出すわけですから、そこの手続はこれからすればいいことだし、しなければいけない、そういうふうに思ってます。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 原田さん、ありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。だからこそ僕は委員長に運営の方針としてどうすんですかと、やらないんですかと、興味ないんですかと。もしかしてライスセンターだけやろうとされてるんですかと。それだったらもう結論出てるんですからこれ以上やる必要ないですよと、こう言ってるわけです。委員会の方針としてどうされるんですか。

○委員長（丸山 明君） ちょっと整理しておきたいと思うんですが、私はあくまでもここ3

回ぐらいは、主にライスセンター、指定管理のところの問題になったものですから、あえて皆さんに確かに3つの問題をそのまま一つ一つ片づけようというふうな形で御提示をしない中で、ライスセンターが白熱化してきたものですから、そこに自然とまあ問題を集中してきたわけですが。それについてのあくまでもきょうは一定の私なりの御提案というか御提示をこうやってさせていただいたと思っておるんです。ですから、決して農協の問題とかワインの問題をやらないとかというふうなことを言ったつもりは一度もございません。ただ、申し上げておきたいのは、その中でワインがたたき台としてのお話はいただいたんですけども、あるいは農協についてもいろいろな岡崎委員のほうからも御意見をいただいたんですけど、そういったものの具体的な資料をそれではここでどうしようかというふうなことが確かに協議されてまいりませんでしたので、それについては一定のこのライスセンターの問題に決着つけたらそういったことをぜひ御提案いただいて、ではこういうふうな資料を具体的に用意して問題点を抽出して、それについて我々として審査しようではないかというふうなことで、方向性を皆さん方のほうで御案内いただければ、お話しいただければいいんじゃないかというふうに私は思っております。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 今佐々木委員がワイナリーの問題言われましたけど、ワイナリーの問題っていうのは農協が要するに株主であるという話ですよ。農協が株主だっていうことで、その農協に非常勤の理事として北川議員が参加してる。だから、ワイナリーも請負関係を審査したほうがいいんじゃないかっていうことなんですけど、非常勤の理事っていうのは法律できちっと農協法で認められてることなんですよ、議員がなってもいいっていうことで。ですから、これ仮に農協の非常勤の理事に北川議員がなっていたところで別に一切問題はないわけです。それを考えてみれば農協がああワイナリーの株を持っていようが持ってまいが、そこは関係のない話なんです。ですから、私はもう既にここで結論は出てる。その上に先ほど佐々木委員が言われたように、ライスセンターの問題も全くそれで関係ないとなったら、この2つはもう完全に資格を問えるような問題じゃあないということです。ですから、農協の問題もワイナリーの問題もライスセンターの問題も全く資格を問えるような話じゃない。今まで審査ができてない、書類の審査が今初めて出している、原田委員が言われてましたけど、私これだけ持っとなんです、書類。ということは、ある程度の書類上の問題っていうのは解決できてるんじゃないですか。

○委員長（丸山 明君） あと必要なもんがあったら。

○副議長（岡崎達義君） 私はもう十分必要なもんは調べたと思います。もしこれで調べてないっていうんだったら今まで出た書類っていうのは一体何だったんだと、単なる紙切れで渡しただけなんですか。今まで費やした時間っていうのは一体何なんですか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 今岡崎委員のほうからもお話ありましたけども、私も同意見です。同意見ですけども、ただ、今まで出ている資料というのはあくまでライスセンターに対しての書類であって、資料であって、この3者間の是里ワインと農協さんと北川議員の3者間の関係、この要するに地方自治法92条の2は何を兼業の禁止という言葉で言っているのか、その法益の部分で考えてみたところ、議員における、要するに議員の権力が当該行政を通じてその議員のところに還流しないように、間接的受益の禁止をうたっている法律でありまして、この非常勤のところは農協法の法律に明記されているからとか明記されていないとかではなくて、農協というものを通じて非常勤の理事というものを、その立場を通じて本人のところに利益が還流してるのであればこれ92条の2の適用ですよ、範囲ですよ。そここのところの判断をどうするのかというところは、やっぱり考えなきゃいけない。だから、是里ワインに農協がつながっていないのであれば、赤磐市の業務につながっていないのであれば、農協さんが、そんなことをそもそも論ずるような必要はないんですが、でも事実としてつながってますよね、株主の利益として。是里ワインがもうかれば農協さんもうかるんですから。ということは、利益の共通のつながりがあるわけで、その中で非常勤理事という立場でどのような利益を得ているのかというところが判断しなければ、そのつながりのところで判断するというのが私は必要なことだと思います。

○委員長（丸山 明君） そこで、具体的に進めていくためには、あとワインにしる農協にしるそれを具体的に立証するような、やはり証拠といいますか資料をもって論理を組み立てていくしかないと思うんです、審査委員会としては。ですから、じゃあ何が立証するためにワインと農協と北川議員の関係でどういったものが予定できますか。

○委員（原田素代君） ちょっと待ってください。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（原田素代君） 進行についてなんですけどいいですか。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（原田素代君） 要するに、今ここで一遍結論出したいということが委員長のほうのお気持ちでまとめてくださったわけで。

○委員長（丸山 明君） ライスセンターに関して。

○委員（原田素代君） 結局さっきも言いましたように2つあるわけです。そもそもうったての立ち上げのときにそれぞれの別の課題としてあったわけです、北川さんの資格審査が。今ライスセンターのが先行してここまで来たのですが、ライスセンターについてはここまで来たから2つの提案のどちらかにしましょうかっていうのがここで皆さんの意見をとりあえず聞けばいいと思います。

もう一つの佐々木さんが提案してきた3者の問題については、まだ緒にもついてないので、

それはそれで引き続きじゃあ次以降やりましょうということにするようにしないと、佐々木さんに何が必要なかつつてそうやって言うともた話がそっちの袋小路に入りますから、会の全体の流れを整理するという意味では、2つの課題のうちの一つを先行してきてきょうここまで来たけど、これを今後どう扱うかっていうことを決めます。もう一つ残ってるので、これはこれでまたやりましょうというふういきょう確認がとればいいのだと思うんです。ではないでしょうか。

○委員長（丸山 明君） どうでしょうか。

○副議長（岡崎達義君） ちょっと。

○委員長（丸山 明君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） ワイナリーの問題は農協の問題なんです。だから、農協の非常勤の理事の北川議員がどういう立場にあるかっていうことがわかりさえすればワイナリーももう解決するんです。だから、農協法の私が言ったように30条の何項かであるんです。非常勤の理事は請負に当たらないということがあって、それを確認してもらえればもうそれで事が済むんです。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） 今岡崎委員のほうからお話ありました農協法の34条、35条ですか。

○副議長（岡崎達義君） 30条の5。

○委員（佐々木雄司君） 30条の5ですか。その請負に当たらないというのは農協と当該議員の関係が請負に当たらないということです。ということですよね。

○副議長（岡崎達義君） 兼業禁止の身分にはならない。

○委員（佐々木雄司君） それは農協の法律ですから、農協の法律で、農協さんが事業を運営する際の地元議員とのかかわり方を示しているだけで、3者間の92条の2に抵触する、この3者間の関係において北川さんがどのようなかかわり方をしているのかといたら、92条の2に定めているのは請負関係にある企業あるいは事業、こういったようなものの経営にかかわっているかどうか、利益をその事業を受けて、経て利益を受けているか受けていないかというところがこの92条の2で聞いてきているわけですから。

○副議長（岡崎達義君） ですから、はい。

○委員長（丸山 明君） どうぞ。

○副議長（岡崎達義君） 農協が市との請負関係にあって、その中で北川議員が非常勤の理事として物すごく重要な位置を占めてるとか、しかもその占めるパーセンテージが60%、70%になるとか、そういう場合はやっぱり請負に当たると思うんです。けど、そうでもない限り非常勤の理事をやってるっていうだけで請負ってというのは当たらないと思います。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。



○委員長（丸山 明君） 弁護士の話にもあったと思う。はい。

○委員（佐々木雄司君） その請負という言葉が2つ出てくるんで、ちょっと言葉の整理をさせてもらいたいんですけども、赤磐市と農協さんが是里ワインという事業を通じて利害関係を持っているわけだけども、その利害関係が請負というような意味にとれるのかとれないのかというところの請負と、あと北川議員が農協の中で非常勤というその位置が請負と言えるのか言えないのかというのは言葉がまた、意味合いがまた全然違うと思うんです。ですから、私先ほどから言っているのは農協の中でどのような位置で、非常勤という立場で、どういった位置で、非常勤という立場でどういった役割を農協の中で果たして、要するに是里ワインというこのつながりの中で、農協を通じて是里ワイン関係で利益を得てるか得てないのか。是里ワインというようなものを通じて北川議員のところに金品を含めて利益が出ているのか出ていないのか、選挙支援も含めてです。こういうところが問題なんだろうと思ってます。ここを見なきゃいけないでしょ。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 先ほどもライスセンターが初めてだと、こういうようなお話がありましたけど、ちょっと私の認識では岡崎副議長言われたように、とりあえずJAのほうを先にやったんだろうと。それでJAの話をして、それは入り口の段階でもうJAは請負には当たらない。請負に当たらないだけじゃなしに、主たるとかというふうに半分以上のかかわりが無いといけなとか、そういうハードルもたくさんあるんで、まあそういう中でライスセンターのほうへ移行したんだろうと、こういうふうに思ってます。その中で、先ほどいろいろ問題があるんであれば、言われたように委員長のほうがいろんな市の関係の倫理条例であるとか、そういうもんもあるいは補完的にやるために、まあ全体的に言えばやっぱり議員のあり方というもの自体が昔と違って変わってきて、赤磐市でもいろんな理事とかそういう形に赤磐市にかかわるそういったこの理事になったりする議員もいらっしゃるんですけども、そういったものを含めてそういうことを議論していけばいいんであろうし、ここで言う資格審査はもう92の2の請負に当たるか当たらないかというんで判断すべきだろうと、こういうふうに考えます。結論を早急に出すべきだろうと、こういうふうに考えます。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 副委員長のほうから先ほど来からライスセンターのときに議員は請負をしちゃなんのんじゃ、議員は請負しちゃなんのんじゃという、その議員が請負をしちゃなんのんじゃというような言い方をされますけど、私はそういったぐあいに思ってなくて、先ほど来から言っておりますけども、議員は赤磐市と関係する事業を通じて利益を得てはなりませんよと、こういうふうに解するのが一番即しているというか状況をあらわしていると

思っまして、議員が直接的にその請負関係で請負をするということは、これはないわけですから、やっぱり間に何か入るわけで、だから3者間の関係だと言ってるわけです。

その3者間の関係で先ほどからは里ワインの話をさせてもらいますけども、間違いなく農協さんとうちの赤磐市というものは是里ワインという株の保有あるいは経営権、こういったようなもので利害関係が発生している。この利害関係が発生しているところの中で、北川議員が重要な役割を果たしてそれで利益を受けているということであれば、これはもうゆゆしき問題であって、何かそういったゆゆしき問題を防ぎましょうということで92条の2で間接的受益の禁止というような項目でこの法律の施行を受けてるわけですから、やっぱりそこは3者間の関係というものがそこにある以上、私は調査をするべきだし、議論するべきだと思います。

先ほど来から農協の農協法、農協法とおっしゃいますけども、農協法はあくまで農協さんの法律であって、今お話ししてるのは92条の2でありますから、92条の2のこの3者間の関係、間接的受益の禁止というようなものに照らし合わせて3者間の関係が今既に目の前に見えてるわけですから、この3者間の関係をどのように解するのかというところをいろいろな資料を用いたり、あるいは関係者に聞き取りを行ったり、その中で結論出していくべきだと私は思います。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 治徳さんの先ほどの御意見なんですけど、一番最初に常勤、非常勤のすみ分けの話があったからそれで済んだんではないかという御発言なんですけど、要するに佐々木委員が提案してきている中身というのはその段階ではない、次のステージの話だということも私も事前にもう聞いてましたし。だから私一番最初に何回か言ったと思うんですけど、どちらからやりますかと、どういう順番でやるのですかっていうのを、まずそこを決めませんかかって言ってたんだけど結局何か最初に常勤、非常勤の話がふわっと起き上がったと思うと今度ライスセンターに行っちゃった。だから、私の中では全然ワイナリー問題っていうのは触れてもないと思ってるんです。単に常勤、非常勤のすみ分けの話がちょろっとあっただけで、それはワイナリーとの絡みと私の中では全然離れていて、それはそうだろうと思うわけです、常勤、非常勤。だから、その認識がどうもそれぞれの思いが違くなっていうのはよくわかったので、もう一度確認していただければいいと思うんですけども。だから、ワイナリーの佐々木さんが提案する、指摘する問題っていうのは、ちょっとステージが違うところにあるということさえここで議論が始まってなかったわけです。なのに常勤、非常勤の話でもう門前払いになっちゃったから、私の中ではずっといつになったらどういう段階にするのかなってずっと思ってたわけです。だから、その辺をちょっと全体の流れをもう一度振り返って、じゃあ次からはこれとこれをこうして、これとこれはこうしましょっていうのをきょう確認されたらありがたいと思うんですけど、どうでしょう。

○委員長（丸山 明君） はい、わかりました。

じゃあ、ちょっと整理します。

きょうとりあえず午前中ずっと奥田部長の説明をいただいて、ライスセンターについてやってきました。それについては一定の結論をきょう出したいと思うんです。残りのJAとワインの問題については次回の委員会に主にそれは議論をしましょう。ほんで、その中でどういうふうに進めていくかということも考えてまいりましょう。それぞれ私は私なりにも考えてきたこともありますし、皆さんも今までの自分の立場でいろいろと資料を当たることはできると思うんです、十分。それがこの92条の2の審査委員会に取り組むに当たって十分これから審査できる内容だというふうな確証を持ってひとつ御議論をこれからしていきたいというふうに思いますんで、そういうことでいいでしょうか。きょうはとりあえずそのライスセンターのことについての一定の結論を出したいんですが。

○委員（原田素代君） 副委員長が……。

○委員長（丸山 明君） 副委員長、済いません、そういうことでどんなでしょうか。

○副委員長（下山哲司君） 結論は次でいいんじゃないですか。一応書類はここでもろうたと。へえで、持って帰って皆さんが考える時間があるわけですから。

○委員長（丸山 明君） わかりました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 3月議会の報告っていうのはどうするか確認しといたほうがいいんじゃないですか。

○副委員長（下山哲司君） できんわや。

○委員長（丸山 明君） それは無理でしょう。今何も道が見えませんか。

○委員（原田素代君） 確認だけしとかないと。

○委員長（丸山 明君） はい、ありがとうございます。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 要するに、この資格審査特別委員会というようなものを今後継続するのかしないのかというところで、今までちょっと時間をかけてこの30分、1時間ぐらい議論してきたんですけども、これからまだ継続するっていうことであればライスセンターのものも継続すればいいと思います。次回結論を出すということではなくて、すればいいと思います。

○委員長（丸山 明君） まあ、そこら辺ももちろんですから、はい、わかりました。

次回はともかく議論をいただいて、それぞれ結論を出しましょう。

一つ一つともかくやっていきたいという気持ちはあるんですけども、はい、わかりました。

申しわけない。

そういうことで、それではちょっと内容的にはまだ十分なあれは次回に回すということで、次回の予定なんですが、次回開催日を3月23日の水曜日に一応、3月議会が18日までありますので、それが済んだ次の週の水曜日に予定をしております。よろしくお願いいたします。

○委員（佐々木雄司君） もう一点。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） その他で。

○委員長（丸山 明君） はい、その他で。どうぞ、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 議会報告会。議会報告会で特別委員会の御報告もさせていただくことになってます。もう済んでいるものについては済んだものとしての報告できるんですが、委員会として今継続しているものについては継続の話も議会報告会でしていただきましょうということになっていますが、報告会の原稿は誰が作りますか。

○副委員長（下山哲司君） それは委員長。

○委員長（丸山 明君） それは私が作りましょうか。私がきょう皆さんにもお配りした今までの実質的な1回、2回と僕振ってますけど、その議論の内容を御紹介するような形でともかく報告書としてまとめたものを1ページぐらいまとめますけども、そのぐらいでよろしいでしょうか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（丸山 明君） だから、そのぐらい。だから、きょう2枚になってるけど、それをもうちょっと圧縮して議論の内容を御紹介するというようなことでよろしいでしょうか。

○副委員長（下山哲司君） 特別委員会5分もあるん、3分ぐらいなもんじゃろ。

○委員（佐々木雄司君） いや、だからその内容ももうちょっとみんなで詰める必要があるんじゃないですか。

はい。

○委員長（丸山 明君） はい、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君） 例えば今現在何の結果も出てないわけですから、開かれていますと、これとこれの項目について今調査中です、審査中ですよ。結果がまた出たらお知らせします。以上、終了でいいんじゃないですか。中身だあっと書きちゃうと何か変な誤解を招くおそれがあるんで、だから……。

○委員長（丸山 明君） いやいや、だからそこはそんなに具体的に問題のあるようなことをまとめようと思ってないんです。例えば審査をするには法的根拠も考える必要がある、そういうふうなまとめは当然のことじゃないですか。

○副議長（岡崎達義君） いや、もうそれは佐々木委員が言ったようにまとめといたほうが一番無難です。

○委員（原田素代君） だから、確認しましょう、みんなで。

- 副委員長（下山哲司君） 途中は無難なのをやっといたほうがいい。
- 委員長（丸山 明君） もう一遍ちょっと言うてくれる、どんなんだって。その具体的内容に触れずに、とりあえず今。
- 委員（佐々木雄司君） 調査中ですと。
- 委員長（丸山 明君） 調査中ですということで、以上、終わりと。
- 委員（佐々木雄司君） 結果は出たらまたお知らせしますと。
- 委員長（丸山 明君） それだけね。それはもう、それは別にまとめるほどのことも。
- 副委員長（下山哲司君） いや、でも一応文書で……。
- 委員（佐々木雄司君） まとめて書類してほかの、3班あるわけですから、3班に配付してこれが委員会としての統一見解ですから、皆さんお取り計らいよろしくお願ひしますと。
- 委員長（丸山 明君） わかりました。それはじゃあ私が簡単に2行か3行ぐらいにまとめてそうします。
- 副委員長（下山哲司君） それが正解じゃと思うよ、途中じゃから。
- 委員長（丸山 明君） はい。
- 委員（治徳義明君） 済みません。あるだけ出していただいて、何も委員会、1回だけを書くだけでも。
- 委員長（丸山 明君） もちろん、そりゃ。
- 副委員長（下山哲司君） 題目はそうじゃって。
- 委員長（丸山 明君） はい、題目は特別委員会と審査の。資格審査特別委員会ということはそれはもちろん。はい。わかりました。
- 済みません、いろいろ不手際で申しわけないと思っておりますが、とりあえずそういうことでじゃあ報告まとめさせていただきます。
- じゃあ、次回は3月23日ということでよろしくお願ひいたします。
- では、きょうの委員会はこれで終わります。ありがとうございました。

午後0時28分 閉会